

多賀城市からのお知らせ

送付枚数（送り状含む）7枚

震災による住宅被災者の総合支援制度を創設

（仮称）多賀城市被災者住宅再建総合支援制度

～津波被災区域での住宅再建に最大 500 万円～

平成25年4月22日

多賀城市総務部地域コミュニティ課

広報広聴係

TEL 3 6 8 - 1 1 4 1 内線 2 5 5

多賀城市では、4月22日（月）に開催された市議会東日本大震災調査特別委員会に住宅再建支援制度の枠組みについて説明し、概ね了承を得たので、お知らせします。

今回、宮城県を通じて追加交付された「東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建分）」を原資とする新たな支援制度を構築しました。

同時に、市民にとってよりわかりやすい制度とするため、既に実施している本市独自の支援制度についても可能な限り拡充の上、「（仮称）多賀城市被災者住宅再建総合支援制度」として再構築したものです。

●きめ細かに、幅広い制度設計

本市では、追加交付金の使途範囲の拡充が図られたことから、本市の実情を踏まえた賃借の方の新築及び補修補助などを盛り込み、被災された多くの方々に対し、住宅再建に要する費用に応じた支援が届くよう、きめ細かな制度設計としました。

また、新たに本市へ住宅を建築し定住される方も支援対象としております。

●個別相談による制度周知とシンプルな手続き

今後、当該制度に基づき、個別に制度周知を行うとともに、個々の事情などを踏まえた住宅再建に係る個別相談を実施します。

なお、手続きについては、これまで同様、既に提出されている書類を活用するなど極力単純化に努め、市民の負担軽減を図ります。

※詳しくは、別紙資料をご覧ください

■このことについての問い合わせは・・・

多賀城市保健福祉部社会福祉課生活再建支援室

TEL 3 6 8 - 1 1 4 1 内線 652・653

多賀城市被災者住宅再建総合支援制度

住宅再建補助 最大で500万円 多賀城市(津波被災区域)

1 震災時、津波被災区域に居住し、半壊以上の被災判定を受けて市内で住宅を再建(建築、購入)する場合 <別紙①>

支援基本額として最大100万円を補助します。市内津波被災区域に住宅を再建する場合は最大50万円を上乗せして補助します。更に、金融機関から資金を借入して住宅を再建する場合、10年分の利子相当額分として最大250万円を補助します。また、市の指定区域に宅地のかさ上げ工事をする場合、最大100万円を補助します。

本市に転入し住宅を再建(新築・購入等)する場合も同様の支援を受けることができます。

2 震災時、津波被災区域に居住し、半壊以上の被災判定を受けて自宅(持ち家)を補修して再建する場合 <別紙②>

被災程度に応じて、全壊で最大75万円、大規模半壊で最大50万円、半壊で最大25万円を補助します。更に、金融機関から資金を借入して自宅を再建する場合、10年分の利子相当額分として最大250万円を補助します。

3 震災時、津波被災区域以外に居住し、半壊以上の被災判定を受けて市内で再建する場合 <別紙③>

金融機関から資金を借入していれば10年分の利子相当額分として最大100万円、資金の借入がない場合は、最大50万円の補助のどちらかを選択することができます。

4 震災時、津波被災区域以外に居住し、半壊以上の被災判定を受けて自宅(持ち家)を補修して再建する場合 <別紙④>

半壊以上の被災判定を受け、自宅(持ち家)を補修して再建する場合、金融機関から資金を借入していれば10年分の利子相当額分として最大で100万円を補助します。

5 その他

対象は約2,400世帯。総事業費は約34億円の見込み。平成25年2月から開始している本市独自の被災住宅再建補助事業(利子相当額補給補助)を受けている方には、新制度との差額を支給します。

申請の受付開始時期は6月下旬頃を予定しており、対象者への個別事前相談を5月下旬頃から多賀城市役所で開催予定です。

なお、利子相当額補助以外の補助については、補助対象経費から生活再建支援加算金を差し引いた額と限度額のいずれか低いほうの額が補助額となります。

(仮称)多賀城市被災者住宅再建総合支援制度

津波により
被災した方

市内に自宅を新築・購入



再建補助基本額
上限100万円

・自宅(土地を含む)を
新築、購入等をする
方に補助

申請期限・平成30年3月31日まで

- ・対象者
- ①震災時、津波
浸水区域に居
住していた方
 - ②半壊以上の
被災判定を受
け、自宅を解体
した方

津波被災区域特例補助
上限50万円

・津波被災区域に再建
する方に上乗せ補助
・土地の整地等補助
(マンションは除く)

最大上限額
500万円

かさ上げ工事補助
(現行制度継続)
上限100万円

・かさ上げ工事を実施し
再建する方

対象となる
転入者も
OK

利子相当額補助
(現行制度拡充)
上限250万円

・資金を借入し再建する方
・最大で10年分の利子相
当額を補助



※購入費等から生活再建加算支援金を差し引いた額と(再建補助基本額+津波被災区域特例補助)の限度額のいずれか低いほうの額が補助額となります。

(仮称)多賀城市被災者住宅再建総合支援制度



自宅を補修

津波により
被災した方

・対象者

- ①震災時、津波浸水区域に居住していた方
- ②半壊以上の被災判定を受け、自宅を補修した方

被災の程度に応じた補修費補助

全壊	上限75万円
大規模半壊	上限50万円
半壊	上限25万円

申請期限・平成27年3月31日まで

最大上限額
325万円



利子相当額補助
(現行制度拡充)
上限250万円

- ・資金を借入し再建する方
- ・最大で10年分の利子相当額を補助

※購入費等から生活再建加算支援金を差し引いた額と(再建補助基本額+津波被災区域特例補助)の限度額のいずれか低いほうの額が補助額となります。

(仮称)多賀城市被災者住宅再建総合支援制度

地震により被災した方

市内に自宅を新築・購入



取得補助を新設(選択)

申請期限・平成30年3月31日まで

新築等取得補助 50万円

又は

利子相当額補助 100万円

・資金を借入し再建する方
・最大で10年分の利子相当額を補助

最大上限額
200万円

・対象者

- ①震災時、津波浸水区域外に居住していた方
- ②半壊以上の被災判定を受け、自宅を解体した方



かさ上げ工事補助
(現行制度継続)
100万円

・かさ上げ工事を実施し再建する方



対象となる
転入者も
OK



※購入費等から生活再建加算支援金を差し引いた額と(再建補助基本額+津波被災区域特別補助)の限度額のいずれか低いほうの額が補助額となります。

(仮称)多賀城市被災者住宅再建総合支援制度



自宅を補修

地震により
被災した方

申請期限・平成27年3月31日まで

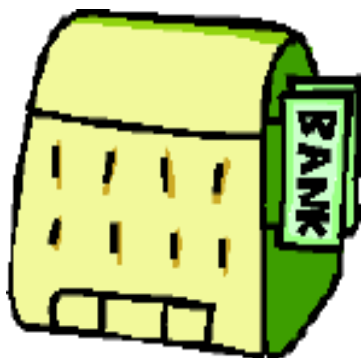
・対象者

- ①震災時、津波浸水区域外に居住していた方
- ②半壊以上の被災判定を受け、自宅を補修した方

利子相当額補助
上限50万円

現行制度拡充
上限100万円
引上げ

- ・資金を借入し再建する方
- ・最大で10年分の利子相当額を補助



※購入費等から生活再建加算支援金を差し引いた額と(再建補助基本額+津波被災区域特例補助)の限度額のいずれか低いほうの額が補助額となります。

■平成25年4月 住宅再建支援<建築・購入> <発災時住所と再建場所による補助の関係>

- ① みなし全壊以上被災者(転入者含む。)
- ② 市内に自宅を建築・購入し、居住する方
- ③ 直接補助は、加算支援金控除後の額対象
- ④ 期間は、独自と同じH29年度まで

		東日本大震災に被災した当時の住所(市外被災者を含む。)					
		浸水区域(市外含む)		区域外(市外含む)			
住宅再建場所	浸水区域に再建する方	直接補助【新設】 (引越、宅地造成、除去含む)	100万円	補助 新設	50万円	補助 新設 (選択制)	
		浸水区域再建加算直接補助【新設】 (戸建てのみ)	50万円	補助 新設			
		利子相当額補給【現行独自・拡充】	250万円	独自 拡充	100万円	独自 継続 (選択制)	
		かさ上げ工事補助【現行独自・継続】 (桜木栄地区等TP 0.7 戸建てのみ)		100万円	独自 継続	100万円	独自 継続
		最大上限額	500万円		200万円		
住宅再建場所	区域外に再建する方	直接補助【新設】 (引越、宅地造成、除去含む)	100万円	補助 新設	50万円	補助 新設 (選択制)	
		利子相当額補給【現行独自・拡充】	250万円	独自 拡充	100万円	独自 継続 (選択制)	
				<補助と利子、重複利用可能>		<補助と利子、重複利用不可>	
		最大上限額		350万円		100万円	

■平成25年4月 住宅再建支援<補修> <発災時住所(補修物件)と補助の関係>

- ① 半壊以上の市内自宅を補修し居住する方
- ② 直接補助は、加算支援金控除後の額が対象
- ③ 期間は独自より延長し、H26年度まで

		東日本大震災に被災した当時の住所				
		市内(浸水区域)		市内(区域外)		
		居住する持ち家		居住する持ち家		
補修支援メニュー	直接補助【新設】	全壊	75万円	補助 新設	-	
		大規模半壊	50万円	補助 新設	-	
		半壊	25万円	補助 新設	-	
	利子相当額補給【現行独自・拡充】	250万円	独自 拡充	100万円	独自 拡充	
		<補助と利子、重複利用可能>		<補助と利子、重複利用不可>		
		最大上限額	325万円		100万円	

※一部損壊の補修については、別途「補修費用の10分の1、10万円を上限とした独自の工事補助」を、平成25年度末まで延長して行っている。